

議 会

市議会9月議会定例会報告

9月3日から9月25日までの会期中で市議会9月定例会が行われましたので、その主な内容をお知らせします。

平成24年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定

平成24年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定が行われました。歳入は189億897万6372円、歳出は176億5454万7728円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた歳入歳出差引残額は11億1897万4644円となりました。

平成24年度牧之原市水道事業会計の利益の処分および決算の認定

収益的収入および支出については、6月期分からの水道料金の値上げ改定により、収入決算額が10億2913万3883円と、23年度と比較し、7460万円ほどの収入増となりました。支出決算額は9億8132万9990円となり、消費税を抜いた損益計算においては、3829万2901円の純利益となりました。

未処分利益剰余金は4509万3256円となり、全額を建設改良積立金へ積み立てることで処分することについて、可決されました。

一般会計補正予算(第3号)

25年度第3回目の補正で、1億9348万を増額し、補正後の総額を168億9648万1千円としました。

今回の補正予算では、「職員の給与の臨時特例に関する条例」の制定に合わせた人件費の減額のほか、津波避難タワー整備や木造住宅耐震補強助成事業、農業用ため池の耐震化など、地震津波対策として早急に進めるべき課題に要する経費などの予算措置を行いました。

牧之原市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

県は、6月27日に発表した第4次地震被害想定に基づき、海岸の津波対策に取り組む方針を示しており、国・県では職員給与を削減して、その一部を防災対策に充てる方針を示しました。

問い合わせ 管理課 瀧井 ☎(23) 0050

市としても、市民の生命・財産を守るため、国・県とともに、地震・津波対策に取り組むこととし、県が行う職員給与の削減に準じて、職員給与の削減をするために必要な条例を制定しました。

主な内容は、次のとおりです。

- 減額率 給料月額 管理職2%、その他の職員1% (平均1.2%)
- 手当 管理職手当10%
- 対象者数 410人
- 期間 10月1日から平成26年3月31日まで
- 削減額 1110万円

指定管理者の指定について(牧之原市立細江保育園)

市立細江保育園の管理運営を行う事業者の指定について、次のとおり可決されました。

- 指定管理者となる団体 学校法人榛原学園(理事長 増田立義 静波1398番地2)
- 期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

市道菅丁北線新設工事の請負契約について

8月30日に制限付き一般競争入札が執行された工事請負契約の締結について、次のとおり可決されました。

工事の場所 白井・東萩間地内

工事の概要 本体工(新設・道路改良工) 工事延長773m
付帯工(県道取付部道路改良工) 工事延長187m
契約金額 13億8600万円
契約の相手方 熊谷・林工・共和
特定建設工事共同企業体
工期 9月18日から平成28年3月28日まで

その他、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、土地取得、農業集落排水事業の各特別会計歳入歳出決算が認定されました。

また、国民健康保険、後期高齢者医療および介護保険の各特別会計の25年度補正予算、人権擁護委員の候補者推薦の諮問、公平委員会委員の選任、市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例と市税条例の一部を改正する条例について可決、同意がされました。

防 災

訓練テーマ「地域防災 誰かではなく、主役はあなた」 地域防災訓練に積極的に参加しよう

問い合わせ 危機管理室 森田 ☎(23) 0058

今年も、12月1日の「地域防災の日」に地域防災訓練を行います。東日本大震災では、日ごろの防災訓練に参加されていた方の生存率が高いことから、訓練への参加の重要性と繰り返し訓練の大切さが再認識されました。

「自分は大丈夫」「誰かが助けてくれる」と思うのは間違いです。津波だけでなく、地震の揺れによって命を落とすことがないよう、怪我を未然に防ぐためにも建物の耐震化や家具の固定化など、家庭内での対策も確実に行ってください。

地域防災訓練の流れ

午前7時05分	同報無線で訓練実施(中止)のお知らせ
午前9時00分	訓練地震発生・訓練開始(サイレン1分間吹鳴)
午前9時05分	緊急速報メール配信(県)
午前9時15分	訓練津波警報(同報無線)
午前9時45分	訓練津波警報(サイレン吹鳴)
正午ころ	同報無線で訓練終了のお知らせ

当日は、緊急速報メールの受信機能を持つ携帯電話が、メールの配信時刻(表参照)に一齐に鳴動(着信)します。



緊急速報メールとは

気象庁の発表する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体などの発表する災害・避難情報を特定区域の携帯電話などに一齐配信する携帯電話会社のサービス。

*メール受信(鳴動)により不都合がある方は、事前に携帯電話などの電源を切ってください。

*緊急速報メールを受信すると、携帯電話の設定によっては、マナーモードでも着信音が鳴ります。*受信の可否、鳴動音などは、個々の受信端末の機種や設定により、異なります。詳細については、各携帯電話会社のホームページを確認ください。

*市からの緊急速報メールは、他市町の区域にいると受信できません。また、他市町にいる場合には、他市町のメールが受信されます。

募 集

証明書などの交付用として 窓口交付用封筒に掲載する有料広告を募集

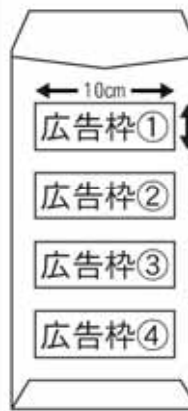
問い合わせ 市民課 原口 ☎(23) 0021

市民課や相良窓口課などで配布する封筒に掲載する有料広告を募集します。

この封筒は、証明書などの交付用として、年間を通じて使用されます。

仕様について

- 対象 広告掲載希望の事業所
- 広告掲載物 市民課、相良窓口課などで使用する窓口用封筒
- 封筒規格 長形3号
- 掲載位置 封筒裏面
- 作成枚数 5万枚
- 広告規格 縦3・8cm×横10cm 単色刷り
- 募集枠 4枠
- 広告料 1枠3万円
- 広告期間 現在配布している封筒の配布が終了してから(平成26年)



4月ごろ) 今回の封筒の配布が終了するまで

*おおむね2年間

申し込みについて

申込方法 市民課や相良窓口課、市ホームページにある申請書に必要事項を記入し、掲載する広告の原稿を添えて、市民課または相良窓口課へ直接提出、または郵送により市民課へ申し込む。

申込期限 12月20日迄 *必着

申込先 市役所市民課 〒421-0495 静波447番地1

掲載事業所の決定について

*牧之原市窓口配布用封筒広告取扱要領に従い、広告内容の審査を行います。(公共性・品位をそこなうおそれのあるもの、政治・宗教活動、意見広告、個人的宣言などは掲載できません)

*申し込みが多数の場合は、市内の事業者を優先のうえ、抽選で決定します。

*掲載が決定した事業所へ広告掲載決定通知書を送付します。